

第三回参議院法務委員会會議錄第四号

昭和二十三年十一月十二日(金曜日)午後二時十六分開会

本日の會議に付した事件

○玉屋議員の逮捕要求に関する件

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(伊藤修君) これより法務委員会を開会いたします。昨日当委員会におきまして、玉屋喜章氏の逮捕に関する事案について、議院運営委員会に合同審査の申入れをいたしましたので、すでに議院運営委員会は同問題について討論の間に進行しておつた次第であります。連合委員会を開くに適しないというので、連合委員会は成立いたさなかつたのであります。取敢ず委員長といたしまして、発言を求めまして、玉屋氏の逮捕に關して、これを参議院が承諾するに適するや否やという事について、ここに列席の木内さんに説明を求めた次第であります。玉屋氏はすでに証拠物件に対するところの幾多の改竄を行なつた事実があつた。又他の事件がすでに起訴されておるに拘らず出頭しないので、久しく延びておるというやうな事情があり、且つ事案の内容が相当複雑を極めておるので、証拠湮滅の虞れがあるものと認めて逮捕を要求したのであると、こゝういふやうな御答弁がありまして、その釈明を伺ひしたに止まつた次第であります。以上御報告申上げて置きます。尙幸い木内さんが列席されておりますから、その点に御質問がありますれば、当委員会でお尋ね頂いてもよろしうございます。

○木内市君 別に木内さんの御説明を願わないでもよろしいのですけれども、今後やはり法務委員会としても相当取上げねばならぬと思はれる法律問題が出て来るだらうと思ひますから、この玉屋さんの場合は委員長に一任した形がありますが、我々注意はいたしておりますが、委員長においても、そういう場合は一つ如才なく御考慮を願つて、連合委員会を開くように御考慮を願つて置きます。

○委員長(伊藤修君) 承知いたしました。その問題についてお尋ねある方はありませんか。

〔ありません。と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) では副検事の任命資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。前回政府より提案理由並びに内容の説明がありました。本日はこれに關する質疑を継続したいと思ひます。

○大野幸一君 提案理由の御説明と重複する場合があるかと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。先ず副検事の過去一年間における任用数というものの、それを全國及び各高等檢察廳別にどのくらいあつたか、こゝういふ点であります。そして次に副検事の中、檢察事務官に相当面白からざる人があつたのですが、それと似たやうな

事例があつたかないか、あつたならどのくらいあつたものか、こゝういふ点と、第三点はなるべく弁護士から検事を任命するやうな努力が必要と思ひますが、この檢察任用数、過去一年の期間内に弁護士からどのくらいの人が検事に採用されたか、こゝういふやうな点を御説明願ひたいと思ひます。尤も計數に亘る統計的のことについては只今でなくとも、御準備なければ後日これを提出して頂きたいと思ひるのであります。

○政府委員(木内會益君) お答えいたします。この一年間の副検事任用数は提案理由で御説明申し上げました通り、この特例による分が二百三十七人の採用をいたしましたわけでありまして、併しこれを各高等檢察廳管内別に何名ずつになるかといふことは明瞭になつておるわけでありまして、明瞭になつておる資料を持合せておりませんから、いづれ後刻その表を提出することにいたします。

それから次は、副検事で採用されたもので、不正行為をやつた者があるかないかというお尋ねでございますが、檢察事務官の場合は、いづれ問題が起つておりますが、只今私の承知してるところでは副検事でさうな事件を起したといふのはないと思つております。

それから弁護士から何人ぐらい最近検事に採用したかというお尋ねでございますが、その數も分つておるのであります。今手許にその資料を持つて

ておりませんから、正確なことは申し上げることはできません。それで、いづれ後刻畫面を以て御報告いたしたいと思ひます。大体その數はまあ大した數に上つていないのであります。私共の方といたしまして、在野法曹から成るべく優秀な人に多數お入り願ひしたいと思つて、各弁護士会にもお願いしておりますし、いろ／＼又個人的な關係を辿りまして、いろ／＼勧誘をいたしておるのであります。けれども、なか／＼希望者がないので困つておる次第であります。

○深川タマエ君 外のことであつたら、かけ替へできるかと存じますけれども、何分人間一生に一度あつては大変だといふやうな重大問題を裁きます檢察の資質が、この副検事の範圍を拡張することによりまして、段々と下つて行くといふことは、國家的に見て憂慮すべきことであると存じます。殊に今日の日本の段階はこの質と能力を充実にせまして、連合國から信用して頂いて、完全獨立達成の線に伺つて進んで行かなければならぬ時でありますので、この三權分立の檢察陣の充実にいふことは非常に大切だと存じます。その上に、殊にこの頃は労働攻勢が盛んで、事実法廷侮辱が頻発いたしておるやうな事情に鑑みまして、檢察當局としての權威を維持する上からも、どうしても檢察の資質は下げるべきでないといふ存じます。そのくらのことと分らない人はございませんが、結局予算の問題で、檢察の給料が上げら

れないため優秀な検事が逃避するのだらうと存じますけれども、むしろ副検事の範圍を拡張することよりも、百尺竿頭一步を進めまして、予算の方の操作をして貰つて、檢察の數はさう沢山要らないのでありますから、予算の方を充実に貰つて、どうしてもむしろ優秀な検事で充実にするといふ線に向つて行かなければならぬのだと私は考へております。で、この委員会からも檢察の給料を上げるというやうな法案が提出できないものか知らんと考へたりいたしますけれども、如何でございましょう。

○委員長(伊藤修君) 只今のは政府委員にお尋ねですか。

○深川タマエ君 はい。

○政府委員(木内會益君) 只今お話の通りであります。私共もさうに考へておる次第であります。そうして無論副検事よりも検事を以て充員する方が一番いいのであります。而も検事も優秀な人を多數集めることが一番大切なことであると、私共もかように考へておるわけでありまして、先般國會の御承認を得まして、檢察官の給與も他の官吏よりは特別の給與を受けるやうになりました。そのため現在多少浮き腰でありました檢察官も落着いて仕事をいたしておるやうな次第であります。そうして給與も変りましたので、今後の見通しは現在より以上の希望者が出るものと考へております。併しなから御承知の通り検事を仕立てますには、その間に司法修習生の期間があ

るのであります。如何に優秀な人でありまして、直ぐ検事に採用することができないことになつておるわけでありまして、そこで、相当先を見越さなければならぬような現状にあるのであります。先程も大野委員から御質問がありましたように、在野法曹から来て頂ければ、これは直ぐ充員できるわけでありまして、この方もなかなかその希望者が少いわけでありまして、私共も非常に困つておる次第であります。無論これは更に予算的措置をお願いいたしまして、より以上に優秀な人が来るようにいたしたいと、かように考へております。尙副検事の資格を下げることによつて素質に影響を與えるのではないかと、御趣旨の御質問のようでありましたが、これも一應御尤もなことでありまして、この資格というものは本来二級官三年ということになつておりました、二級官三年をやらずとも優秀な人も相当あるのであります。従つてこの三年という制限があるために、優秀な人があつても副検事に採用できないという様な事情にありますので、この枠を外すことによつて却つてより優秀な、而も若い人を余計に集めることができるという考へからこの特例を設けることにいたしました、一年間の実績によつて見まして、大体皆成績がよいのでありまして、いわゆる正規資格者で採用されたものと比較いたしました、決して遜色がないのでございます。従つてかような優秀な人を成るべく廣く多く集めたいという考へから、更に一年の御延期を願つておる次第でございます。

それから檢察官の仕事の大切なことは勿論のことでありまして、大体副検事の仕事というものは区檢察廳の仕事でありまして、檢察事務の仕事といひましては比較的重要でないと思ひます。と語弊がありますが、まあ簡単に割に手数のかからん、而も明瞭のいたしてありますので、そのために御心配になるようなことはないと、かように考へておる次第でございます。

○鬼丸義齋君 昨年は採決になるようなことはないのでね。

○委員長(伊藤修君) 質疑だけ終つて……。

○鬼丸義齋君 全部質疑は打ち切りますか。

○委員長(伊藤修君) 大体打ち切りたいと思つております。

○鬼丸義齋君 私ちよつと用があるのので先によろしくございますか。

○委員長(伊藤修君) では先に……。

○鬼丸義齋君 副検事の任用資格を非常に廣めましたことによつてすでに試験をされておることと思ひますが、それによりまして実績についてはすでに把握されておることと思ひます。ところがこの試験経験者となつておりますその範囲は、凡そどのくらいの標準にしておるのであるか、檢察事務に對します必要な試験経験となつておるようでありまして、それについては凡そ標準というものが内規されておるものと思ひますが、その点を一つ伺ひたい。

○政府委員(木内會益君) 大体高等試験を標準としております。

○鬼丸義齋君 高等試験を標準とする、高等試験に及第しておるというところが必要になるわけですね。

○政府委員(木内會益君) 大体今までのところはそれを標準にいたしましたし、高等試験に合格しておるものをいたしておるわけでありまして。

○鬼丸義齋君 例へば裁判所書記であるとか、或いは警察官であるとかという方々からこれまで採用されておるという方々から、私共聞いておるに、書記の人であつて高等試験に無難に及第していない。又警察官においても何ら高等試験等のない人であつても副検事に現に採用されておると承知しておりますが、何か私の質問の趣旨が徹底していないのじやないかと思ひます。これが第一点、御承知の通り簡易裁判所の判事の任用資格について、副検事の任用資格の方で高等官三年以上やられたものであるということから従来の法則だと思つております。これに反して簡易裁判所の方にはそうした嚴格なる明記規定がなかつた。それがためにその補充に裁判所書記から大分採用いたしましたら、結果として甚だその成績がよくない。現に裁判所書記であつて、三級官の人が簡易裁判所の判事に任用される一方、前回の委員会であつたと思ひますが、簡易裁判所の判事の俸給等を定めるときの大体的標準としては、半数が一級官、その残りの半数は課長級相当以上の給與とするというやうなことに俸給の定めをしたと記憶しております。そういうことになりましたことによつて、三級官の書記の人が簡易裁判所の判事に任官されて、直ちに課長級相当の待遇を受けるといふことのために非常に不自然な結果を生じて他との権衡を失ひ、從來の簡易裁判所の判事として相当立派な方、優れた人がありますに拘らず、

その人と同列なる三級官の簡易裁判所の判事ができたということで、著しく從來の裁判官を刺戟することになつて大變狼狽したと承知しております。そのいふやうな苦い経験に基いて最高裁判所の方では、簡易裁判所の判事の任用については、今後はそうしたやうな方面から採ることは取止めたかどうか。かういふやうに私共は聞いております。すでに簡易裁判所判事の任用についてやや副検事の任用と同じやうな性質にならねます立場にある場合において、僅かな期間の経験によつて、直ちにその非を悟るといふやうなことになります。これを考へ及びまして、副検事の採用についても先にも他の議員の諸君からも御質問があつたやうであります。が、近來檢察方面におきまして、檢察事務官の急設等と相並びまして、ときに非常に行き過ぎであるとか、或いは又檢察官の何んだか非常に品位が低下したというやうに世間から評價されておるやうなことをしばしば耳にいたしました。私共は眉をひそめて、先輩多数の人が長きに亘つて日本の檢察陣を守つて頂きまして、公の信用は恐らく他國に見られざる程度の信用を博しているという檢察事務の信用が、こうした制度に禍いされまして、急轉直下するやうな現状にあるのではなからうかということを私は憂うるのであります。人員の補充もさることながら、職務の性質からいたしまして非常な重要な仕事を預かることでありまして、この採用に當りましては、定める標準を嚴格に一つお示しを願つて、そうして果してこの檢察採用について今日の改正されまします制度がいいか悪いかということについて私

共考へておるのでありますが、併せてこの際一つ御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(木内會益君) 先程私がお答えいたしました試験経験の標準につきましては、私も考へ違ひをしておりまして、この点は前の方に亘つて一應取消しまして、改めて申上げて見たいと思ひます。今までの檢察事務官或いは警察官といふやうな経歴のいふやうな警察事務、檢察事務に経歴のないやうな人で採用する場合は高等試験の行政科試験、或いは司法官試験、司法試験を通りますれば、司法修習生になりますけれども、修習生の期間は困るというやうな人で直ぐ副検事になりたいという希望者の中から優秀なの人を選んで採用しておつたわけでありまして。

それから司法警察官及び檢察事務官につきましては、仮りに二級官でなくとも優秀な又十分副検事たるの人格と能力とを持つておる者の中から採用いたすことにいたしましたわけでありまして、そこで制度といたしましては、實際上は先ず各地方檢察廳の檢察正の下におきましてそれ／＼候補者を挙げまして、一定の期間実務の修習もやり、そうしてその結果試験をやりますこと、そこで檢察正が檢察長に上申することになつておるわけでありまして。そうしますと、各高等檢察廳におきましては、その管内の檢察正から上申されたものを更に集めて試験をやりますこと、そうしてこれならば適任だと檢察長が認められた場合において、檢察長から更に法務總裁に上申して行くことになつておるのであります。一方政令によつておる、御承知の通り副檢察選考委員会というものがあつて、そこで

初めて選考委員会にかかりまして、そうして選考委員において又それ／＼口頭試問をいたしまして、そうして検事正の見た成績と、検事長の見た成績と、それから選考委員が直接口頭試問をやりまして得た成績とを総合いたしました、そうしてこの中で副検事たる資格が十分であると思う者の中から採用することにしたしております、この採用の方法につきましては、厳選主義を取つておるわけでありまして、従つてそのいわゆる一年間の特例をお許し願つておりましたが、その予定の通りの人間を募集できないというのは、その選考を嚴重にいたしましたためでありまして、その点を一つ御了承願ひたいと思つております。

それから簡易裁判所の判事のことに ついての御質問であります、これは 實は私の所管でないものであります、直接の所管は調査意見局の所管になつておりますので、尙詳しいことが 御必要でございましたら、調査意見 長官にお聞き願ひたいと思つております、大体私の承知しておるところを申し上げます、それで御了承願へば結構だと思つております。私の承知しておる点を申し上げます、簡易裁判所の判事の資格を設けなかつたという 点はどういう点にあるかという、元の 調停委員と申しますか、そういうよう な制度を一應考慮に入れます、本来 相當の年配の人で、そうした司法部 關係から申しますれば、所長、検事正 くらいの程度の経験のある人、或いは 社会的に立派な人、或いはその土地土 地の有力者で信望のある人、そういう 方々になつて頂いて、いわゆる調停委

員のような形でそのまま行きたいとい うのが簡易裁判所の建前であつたため に、當時資格も制限が非常に緩和され ておるわけでありまして、ところがこの 初め実施されることになりましたと、 簡易裁判所の判事というものは地方裁 判所の判事の一種下になつておるもの でありまして、なか／＼適当な人が 得られない。そのために止むを得ず裁 判所においては裁判所書記の優秀な者 からこれを採用して、一應の穴を埋め たということになつたのであります。 そのために内部的にも亦いろ／＼の論 議のあつたこともお話の通りでありま して、で甚だ私共この点について遺憾 に思つておつたのであります、最近 はこの点について非常に皆認識が新た になりました、私の承知している範圍 内では、大審院の部長をおやりになつ た方、或いは地方裁判所の所長とか、 或いは検事正、或いは検事長というよ うな地位におられて引退しておられる 方々が段々この地位に就いて下さるよ うに今日なつておるのであります、裁 判所においても、今後その方向でこ の簡易裁判所の判事を補充して行く意 向を持つておるようでございます。

○鬼丸義齋君　　こういうようなことを 私は承知しておりますが、只今刑事 訴訟法の臨時措置法が出ましたことに よつて、この臨時措置法による逮捕状 の請求、或いは家宅搜索の令状の請求 というような場合に、その疎明の方法 が普通の裁判所に出す場合には、疎明 を或る程度親切なものと申しましよう か、關係書類を十分に備えるに非ざれば 令状の発令がないというやうなところ から、その令状を簡易裁判所に持つ て行つて、そうしてそのただ一片の疑

うに足るべき理由があるということだ けで以て訴訟がある、或いは關係人の 陳述があるというところの二、三の事実 のみによつて令状の発令を求めてお る。こういうことが殊にこの簡易裁判 所管内において多い、事を割つて申し ますれば、いわゆる副検事側において そういふことを勵行している場合が多 いというやうなことで、裁判所の 方ではたゞ疑うに足るべき理由が果し てあるものなりや否やということにつ いて、如何なる根拠に基づくかという 判断の基礎というものの關係証拠がな いと分りにくいから困るということだ も、以て、或る裁判所はそれを拒絶して、 或る裁判所はそれを求める承認をして いるというやうになつておりますよう に聞いております。そこで近來檢察事 務官の制度が行われましたがために、 檢察局に主任檢察事なら主任檢察、部長 檢察なら部長檢察の名を以て召喚され て、そうしてそのまま檢察事務官によつ て調べられる、或いは副檢察によつ て調べられる。ところが調べを受けて 歸つた者の殆んど大部分がその檢察、 檢察事務官であります、その言動が 如何にもどうも從來ある檢察と認めが たきやうなふうな態度、若しくは言動 によつて、一般人に接している。こ ういふことを召喚を受けて調べを受けま した者の殆んど大部分が保証をしてい るのであります。それで喚び出しの方 では檢察の名前を以て喚び出す。調べ るときにはその人の名前を言わずに、 副檢察事は本檢察事を擬装して調べをし、 檢察事務官の方は副檢察事或いは檢察事 を擬装して殊更に名前を言わずして、甚 だ怪しげなる態度を以て調べるといふ ようなことのために、檢察方面の信用

が著しく近來非難、批判を受けている と聞いております。副檢察事に関する法 案の審議であります、今日のこのごとき 檢察事務官のやうなことの狀態で行 きますと、私共は檢察官に對しまする 公信用の前途を考えますと誠に寒 心に堪へない。さだめし監督者の地位 にありまする政府委員におかれまして は、恐らくはこの檢察事務官、並びに 副檢察事の教養につきましては格段なる 注意を拂われ、尙又將來に對する改善 についての御意見を十分にお待ちだと 存じます。この機会にお聞かせを願 います。

○政府委員(木内曾益君)　第一の逮捕 状の請求及び搜索等の令状の請求につ いての地方裁判所に対する扱い、簡易 裁判所に対する扱いとの点につきまし て御質問がございましたが、大体場所によつて多少違つてはいるところがあるか も知れませんがこの逮捕状等の請求は 原則として簡易裁判所で扱はせるとい う方針をとつておるのであります、地 方裁判所で扱う場合は止むを得ない 場合とか、或る特殊の場合に大体限つ ておるのでございます。地方裁判所で 請求したが出してくれないので又こつ そり簡易裁判所の方へ持つて行つて令 状を請求する。そういうやうなことは 私の承知しておる範圍内ではございま せんし、又その取扱いを地方裁判所の 方は非常に嚴重にしておるが、簡易裁 判所の方は粗略にいたしておるといふ ような点も、私の承知いたしておる範 圍内におきましては、さやうな点はな いと思つておる次第でございます。併 しこの点につきましては私共の方も十 分注意いたしまして、御趣旨が全部に

徹底するようにいたしたいと思つてお ります。

それから次に副檢察事なり、檢察事務 官の取調の態度等についての御注意の ありました点につきましては、これは 仰せまでもなく、私共が常に實は心配 いたしておるところでありまして、こ の点は機会ある毎に十分注意もいた し、戒飭もいたしておる次第でありま す。取調に當りまして檢察の名を以て 喚び出しをして、そうして事務官が調 べるのか、或いは副檢察事が調べるか という点もこれは或いは全然ないとは私は 申し上げられないと思つております。 大体私の承知しておる範圍内では、檢 事が直接調べる場合には檢察の名を以 て呼出し、副檢察事が調べる場合にお いては副檢察事の名を以て調べるといふこ とにいたしておるわけでありまして。た だお話のように檢察事務官の場合にお きましては、檢察事務官の名前で喚び 出すこともありましようが、所により ましては、それが事件が檢察の事件に割 当ててありまして、そうしてその檢察 の補佐役として檢察事務官が仕事を分 担いたしますか、分けて貰つてやつてお るという形で、即ち檢察の監督下にお いて捜査をするという形をとつておる 所も私は相當あると思つてございま す。そういう場合には或いは檢察の 名を以て關係者を喚び出すということ もあり得ると思つております。さや うな場合におきまして、これは参考人 なり、その他の人々を調べるに當りま しても、その自分の地位と名前を先ず 明らかにしても、そうして取調をすべき ものであることは勿論でありまして、 而もこの点はこれが又いろ／＼の御心

配のように間違ひを起す私は因であると思つて平生から心配しておる点でありまして、この点はもう常にさうなことのないうちに十分注意を與えておる次第でございます、尙只今の御注意の点につきましては更に十分部内に徹底するようにいたしたいと、かように考えております。

それから尙今後の教養の改善の問題等につきましては、これは絶えず機会ある毎に講習会等を開き、或いは所属検事が直接指導をするというような方法で訓練をいたして行きます、一方法務廳研修所ができておまして、そこへ一定の期間入れまして、そうして修習をさせるというような方法を講じて教養をいたしておる次第でございます。

○鬼丸義齋君 只今檢察事務官が關係者を調べます場合にその名前と官名とを調べるのか、相手方に告げて後に調べをするのかにいたしておるといふ御意見で、大変私共はそれは適當な処置だと思ひますが、實際問題としてはそれが勵行されていなくて聞いております。それがために非常に訴訟關係者は一たび調べられて帰つて來て検事の劣な態度、下劣な言行、これに對して深刻なる批判をしておるようになります。私は聞いて眉をひそめております。若し幸いにさういふ御処置であるとするならば、速かに一つ原告檢察廳に對して、調べに當つては常にさういふ態度を以て調べることに、一つ御訓令を願へば大変よいのではないかと思ひます。それからそれに直接關連いたしましたこの頃逮捕狀並びに家宅搜索等の令狀の發布につきまして、その請求が全然検事の手を経ず、司法警察官が直

接裁判所に請求書を出してよろしいといふことを、最近法務廳の方から全國警察官に訓令を出されて、最近さういふふうなことになるかと聞いております。これは現場の検事一般に對しまして著しく大きな刺激を與えて、批判の中心になつておることを聞いておりますが、私共考えて見ても、副検事まではいたし方がないといひまして、全然司法警察官が何ら検事局と關係なく、獨立して令狀を裁判所に直接請求をして、検事及び副検事の方は全然その令狀の発令については干與してないといふことについては、逮捕狀といひ、又家宅搜索の令狀といひ、共に重大なことで簡易裁判所制度を作つて、從來警察官の即決令等によりまする弊害を矯めんがための制度を、又元に返すやうな感がしてならぬのであります。やはりこれは從來のごとくに、とにかく令狀の請求は検事若しくは副検事の手を経て裁判所に請求し、同時に裁判所の方においてこれは令狀を發することが適當であるかどうかといふことを十分に判断される資料を私は検事局の方から出されて、さうして兩者相携えて人權尊重の趣旨に副うように運営して頂くことが肝要ではないかと思ひます。その点について檢察長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(木内會益君) この点につきましては、新憲法が施行され、次いで應急措置法が実施されるやうになつて、當時からの非常な論議のあつた点であります。警察法の精神からいへば、警察官は獨立して捜査できるのであつて、從來のやうな檢察官の指揮下にあるのではない。従つて獨立に逮捕狀の請求をすることができるといふ建

前を堅持する向もありましたが、私共の方といたしましては、仮に一步を譲つて、理論は別といたしまして、只今御心配になられたと同じやうな私共の心配からいつても、どうしても一應検事の手を経由するのがよいのじやないか。又實際問題といたしまして、検事の手を経ることによつて、逮捕狀の請求の手續きについて不備な点、さういつたものがあつた場合におきましては、予め注意をしてやり、そのまま裁判所に持つて行つたとしたならば、つ返されるやうな場合もあり得るのでありますから、それを検事があらかじめ目を通し、さうして注意を與えることによつて、円満に遂行できておつたやうなわけでありまして、それから尙檢察官の手を全然離れてしまふことによつて、幾多世の疑惑を受けるやうなことも起りしはしないかといふやうなことも、當時非常に論議されたのであります。結局司法警察官職務規程の特例を設けて、必ず、檢察官の手を経由しろといふことになつておつたのであります。ところが最近その点になりまして又問題が起りまして、その前に新刑事訴訟法の法案を作る際に、特に條文にその点を明らかにしようとして、削られたといふやうな実情もあるでございます。そのためにとにかく從來のやうな檢察官の手を通すといふことがいけない、さういふ方の論が勝ちまして、さうして遂に一定の條件以外のものは検事の手を経なくて、直接裁判所に警察官から逮捕狀の請求ができる。さういふやうに改正されたのは事實であります。

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。○鬼丸義齋君 近來私共會で経験せざる、多數の有力なる社会的地位にありまする者が、無罪の裁判を受けた事件が頻々として起りますこの現状です。これはさうした日本の姿が從來と變つた姿になつておる結果も多に理由があるでございまして、私の聞いておりますところによれば、大官高位にある者が社会的に何らかの疑を受けておるといふやうな場合には、疑わしき者は先ず裁判によつて黑白を明らかにしろといふやうな趣旨から、もとより十分なる確信なしとは責任者として言われぬのであります。ただ最近いふやうなことも、從來の行き方とはその点については確かに檢察官の方で考え方が違つておるのじやなからうかと思ひます。これはこれまで會でこれだけの高位大官の人が犯しました事件について、頻々として起る無罪の判決の事實については、何らかの起訴についての檢察官の方では、從來と異つた意見を持つに至つたのではなからうかといふことを、私はこの頃心配しております。若しそれ多少その方針に變つたところありといたしましたならば、この際お聞かせを願ひたい。

それから又無罪事件が起りました場合に對しての監督者としての檢察廳の取扱ひはどういふやうなことをいたしたのであるか。言うまでもなく起訴を決するに客觀的の疑ひに足るべき証拠に基く客觀條件が完備して後に、罪がありといふ恐らく断定の下になされたものだとおは思ひますが、それにいたしましたも、從來ない最近の現状に對しましては、恐らく私は國家的に大なる批判的になるべきものではなからうかと思ひます。その点についての根本方針に變りがあるといひましたならば、この際お聞かせ願ひたい。若しそれ副検事等について新らしい制度が行われ、検事の素質に由來するものであるといたしましたならば、尙以て本法案の審議等については私共一段の考慮を拂わなければならぬと思ひますから、この際檢察官の起訴に對します從來と變つた方針がありといたしましたならば、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(木内會益君) 御質問の第一の点につきましては、私共の方といたしましては別に從來と方針が變つたわけではございません。ただ最近いふやうな社會の耳目を惹くやうな事件が頻に非常に世間の注目を惹いておるの、さういふ事件ばかりをやつておるのではないかといふやうな御心配も御尤もと思ひます。さういふ御心配も、別にさういふ点につきましては、私共の方といたしましては從來と何ら變つてないのであります。小さい事件であらうと大きい事件であらうと、有名な事件であらうと名なからうと、犯罪がありさうして捜査の結果起訴しなければならぬといふことになりましたものは起訴をして、或いは檢挙もするといふ建前でありまして、從來とその点には少しも變つておらないのでございます。

次に最近いふやうな社會の耳目を惹くやうな事件で無罪になる者が多いが、この点についての監督者としての取扱ひをどうするかといふ問題の御質問につきましては、私も成程いふやうな大きな事件、世間に影響を與えるやう

な大きな事件が無罪になつた例が幾つもあるという事は、これは私共としても申訳ないと考えておる次第でございます。併しながらこの無罪になつた場合について、如何なる処置を取るべきかということにつきましては、檢察官が犯罪捜査をいたしまして、そして法の規定する範囲内において犯罪の嫌疑があつて、そして起訴すべき案件だといふものは、これは起訴しなければならぬと考えております。そしてそれが仮に無罪になりましたとしても、これは訴訟法の建前から行きましたも、檢察官の起訴したものが全部有罪を予想しておるわけではないのでありまして、無罪になるのもこれは起り得ることを予想しておるものであります。たださうな場合に起訴する場合におきまして、成程形は法律上妥当なと思われぬ形で起訴しても、その起訴について不正があるとか、或いは起訴すべからざる者を故意に悪意を以て起訴するとか、その他非難を受くべきような考えでかような取扱いをいたしたといふたしましたならば、これはもうさうな者に対して懲戒等適当な処置を講ずべきものであることは、私が申すまでもないことであると考えております。併しながら通常の場合におきましては檢察官といたしまして、仮にその後無罪になりましたも、起訴するときにおいて、この程度のものであれば、これは起訴が正当であるということであるならば、その後無罪になりましたも、責任を負ふべき、いわゆる監督者としてその仕事を担当する者に対して責任を負ふべきものではないと、かように考えておる次第でございます。尚無罪になりますと、更にその後

におきまして上級、例えていふならば地検の無罪につきましては、高等檢察廳等におきまして、更にその記録を檢討いたしまして、そして起訴のときに果して捜査が十分であつて、尚且つ起訴したが、その後のいろいろの事情によつて無罪になつたか、それともそのときにこれだけの十分に更に捜査をしておくらば、かような結果にならずに済んだかどうかといふような点をよく検討いたしまして、そして、かような無罪記録につきましては、その確定記録の審査をやりまして、そして他のものに対して更にさうな感を起すことなきやうにその結果を照して、そして執務上の参考にしておるやうな次第でございます。

○鬼丸義齋君 私のお尋ねをいたしました第一点についての、疑わしきは裁判によつて黑白を明らかにするという点についての説明がありました。前と鈴木法務總裁は、この点については特に新聞に報道されておつたと記憶しております。多分西尾君の問題が起つたときでないかと思ひます。従來の方針とはその点において變つて、高位大官の者、或いは社会的地位の高い者であつて、世間で或る疑いを被つた場合には、それを捜査をして、一應疑わしきものだと見れば、裁判によつてその黑白を明らかにするということになつたのである。それは時代の要求であるといふことで、多分新聞に報道されたと記憶しております。果してそれならばこれは從來にない大きな方針の變更だと思ひました。先程お尋ねいたしました、その鈴木法務總裁の意見といたうものは、鈴木總裁一個の意見であるか、或いは法務廳全体の意見がさう

なつたのであるかということをお尋ねしたわけでありまして、その点をも一つ突込んでお聴かせ願ひたい。

第二の無罪事件に対する監督者としての調査、もとより故爲或いは殊更に構えて罪なき者を罪ある者として起訴したとするならば、懲戒どころの騒ぎでない。それこそ職權濫用であつて、刑法上の犯罪を構成するのであります。私のお聞きしておりますことは、さういふやうなことではない。職務の執行について適當ならざることによつて起訴の運びをなしたのじやないかといふことに対する、いわゆる行政上の監督者としての扱いがどういふふうにしておるか。無罪者が出たからそこでその扱いが起訴当時における、その起訴は、先程御説明がありましたごとくに、これだけの証拠を備えておるならば大丈夫だといふ、その証拠の集め方が足りなかつたか、用意が足りなかつたかといふやうなことであるとするならば、監督者として相當なそれには責任を私は明らかにする必要があると思ひます。恐らくその点については無罪事件の調査は、特段なる方法によつて監督上なされておるものだと信じてますが、如何にも故意或いは金銭上或いは利害關係による事件の扱いをしたといふことがありとするならば、それはもう行政上の責任をくだすは言ひ過ぎであるといふことには言ひ過ぎでもありません。さういふ趣旨であります。さうして細心の注意と、人權を尊重する意味において、いわゆる世間の切捨御免といふやうなことに批判をされるやうなことがあつてはならない。さういふ趣旨から監督者としては十分な私は注意と監督上につ

いての最善を盡しておるものだと思いますので、その点をお尋ねいたしましたわけでありまして、この点を一つ若し具体的に御説明ができますならば承りたいと思ひます。

○政府委員(木内會益君) 第一の鈴木法務總裁が西尾事件のときに新聞で事件の捜査方針と申しますか、さういふものに對して從來と變つたやうな御意見を發表されたといふことは、実は私はさういふ新聞記事を見ておりませんので、どういふやうな表現でございますか。分りませんから、ここでその点についてお答えすることができませんが、檢察當局といたしましては、先程御説明いたしました通り、從來と檢察の取扱方針については變りはないといふことを更に申上げて御了承願ひたいと思ひます。

それから無罪事件の問題に対するその後の処置でございますが、お説は誠に御尤もでございます。私も先程申しました言葉の足りなかつた点は、申訳ありませんが、無論そこに故意があり、不正なことがあつたとするならば、これはもう懲戒や、さういふ問題ではないことは、これは勿論であります。要するに私の申します趣旨は、その事件が仮に無罪になつたといふたしましたも、その起訴までの手続におきまして、檢察官としての細心の注意をして、さうしていわゆる法律上の手続に違背した点がなく、慎重な態度で、この程度の犯罪の嫌疑があれば起訴してよろしいといふ確信の下に、勿論無罪になつたところがあるら責任を負ふべきものではないと考えるのであります。

尚捜査技術上のために、その人の捜査能力が十分でなかつたがために、或いは無罪になつたといふ場合も御説の通りあり得ると思ひますのでございませう。併しながらその人の力の問題ではさうありませんが、その人といふたしましてはいわゆる精一つばいの努力をしてやつたといふことであれば、仮にそれが無罪になつたところで、これ亦何らその事件についての責任を負ふべきものでないといふに考へる次第でございます。併しながら監督者といふたしましては、さういふ者を尚一層指導して再びさういふやうな過誤と申しませんが、犯さないやうに十分訓練いたして、注意をいたし、或いは再び他の者を犯さぬやうに注意を與へる、十分なる監督者としての注意を與へる、さういふ方法でこれを補つて來ておる次第でございます。

○鬼丸義齋君 先程の御答弁中にありました檢察廳において、關係者を取調べるに當つて、その取調官の官名といふのですか、それと名前とを告げて調べるということについて御意見がありました。私は大変いいことと思ひますので、でき得べくんばこの際、全國の檢察廳にさうした訓令を出して頂くことにお願いいたしたいと思ひます。私の質問を終ります。

○政府委員(木内會益君) よく承知いたしました。

○齋武雄君 檢察の教養について先程から應答がありました。私は具体的な例についてお伺ひするのであります。それは新潟管内で親族窃盜事件があつたのであります。親族間において窃盜したといふ事件でありまして、これ

が当然免訴となるべきものであります。が、検事は懲役一年を求刑したのであります。ところが判事は分らずに一年の判決をした。検事はそれに対して控訴をしたのであります。控訴によつて免訴になつたという事件が、それを御承知であるかどうか。

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

をいたしております。又その物的証拠も誠に殆んど物的証拠といふものがな

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

察いたすのであります。大体今御説明

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

ますが、これは倍になつておりまして

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

もございませうか。第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

○政府委員(木内會益君) 第一の今後

根本の問題を申し上げますと、初め三年という制限があつたわけでありまして、そうすると元の奏任官三年と申しますと、司法部門に殆どないわけでありまして、書記長制度が設けられまして初めて高等官になれたわけでございます、その後有能な高等官というものがあつても、三年間のせいゝ古い三年やつておるといふのは、まあ書記長の非常に古い、もう六十近いぐらゐの人が三年以上というぐらゐのものでございまして、非常に数が少いのであります。そこで三年以上の主として警察署長の古い人ということになつたわけでありまして、それで正規の採用の大部分が警察署長上りということになつておるわけでありまして、これでは御心配のように、どうも長い間一線の仕事をせず、長い間署長として行政的な仕事ばかりをやつておつた、そういう者が直接今度は一線の仕事をやるということになり、能率も上らない。併し三年という枠があつたから、結局直接署長の古いのを貰つて来なければ到底貰えない。それで部内或いは警察部内においても、警部級の人で優秀な人とか、或いは警視になり立ての優秀な人、そういう人が欲しいと思つても、貰えない、採用できない。又部内も亦優秀な者を以て採用できない。やはり古い署長を使わなければならぬ。こういうことになるので、この特例を設けて頂いて、そのためにむしろ特例になりましてからの方が、私共の見ましたところでは優秀な者が集まつておると、かように考へておる次第でございます。

○岡部常君 それに関連して、任用資格別の表、今の宮城さんの御要求に更

に加えて、詳しく任用別による表を出して頂きたいと思ひます。宮城さんは警察官のだけ、その序で詳しく出身職業別。

○政府委員(木内曾益君) 職業別、前歴調べですな。

○岡部常君 そうです。詳しくお願いいたします。

○政府委員(木内曾益君) 承知いたしました。

○深川タマエ君 序でにちよつとお尋ねして置きますが、最近労働組合の方の裁判の際に、しばしば法廷侮辱乃至訴訟裁判の妨害が相当ある事実に鑑みまして、近く法廷侮辱罪という法律を制定しなければならぬという声を聞くのでございまして、今度の政府はこれに対してどういうお考えを抱いておられますか。

○政府委員(木内曾益君) これは直接私の所管の問題でありませんので、十分御納得の参るようには御説明できるかどうか疑問でございまして、私の考へておる程度で一應御説明いたしたいと思ひます。法廷侮辱罪に関する法案は、たしか今議院に提出されるということになつておるといふことを承知いたしております。私共も最近のいろいろの法廷の状況を見まして、或いはこういう法律の制定も止むを得ないのではないか、かように考へておる次第でございます。それ以上は、私といたしましては、ちよつと御答弁いたしたくないので、これは一つ所管のにお願ひいたします。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑があれば……

○大野幸一君 質疑ではありませんが、議事の進行についてお願いいたします。

たいのですが、一委員が後から出席せられまして、自分は忙がしいから先に質問の順序を譲つてくれという場合におきましては、一つ簡単にして貰いたい。一委員が順序を譲つて貰つて置いて、一時間半もされては他の人が迷惑するだらうと思ひます。今後の議事進行について、この希望を述べて置きます。

○委員(伊藤修君) 鬼丸委員は極く簡単なものと伺つておりましたから、又お忙がしいようでございまして、先にお忙がしいと申言を許可した次第であります。思わざる時間を取りまして、皆様に御迷惑をおかけしまして恐縮いたします。將來において十分注意したいと存じます。では今日の予定は十分狂ひまして、そのために御迷惑でございましたけれども、十五、十六は当委員会は休まなければならぬと思ひますから、明日午前十時引續いて当委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

理事 鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 大野 幸一君
齋 武雄君
大野 秀次郎君
遠山 丙市君
深川タマエ君
松村眞一郎君

政府委員
検務長官 木内 曾益君

法務調査 兼子 一君
意見長官
法務行政長官 佐藤 藤佐君

昭和二十三年十一月十九日印刷

昭和二十三年十一月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局